



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:品田(しなだ)



## 新年、あけましておめでとうございます。

本格的な景気回復に期待が高まる2015年。あおぞらコンサルティングは4月に8年目を迎えます。

開所から常に「チャレンジ&行動」を心がけ突き進んでまいりましたが、今年もチャレンジ&行動で、特に人材の育成に力を入れ、次のあおぞらコンサルティングを担う体制づくりに力を入れていきたいと考えております。

具体的には、男性職員も増え、総勢10名余りとなった職員全員のスキルアップを入職からトータルの教育体制、教育ツールを作成し、「**全職員がプロフェッショナル**」となるべく育成をしております。また、所長を中心とした業務体制から所長不在でも機能する組織体制づくりのため、職務権限の委譲も実施します。

事業では、従来どおり、就業規則・人事制度等の社内ルールの整備、労務トラブルの対応等までトータルの「人」に関するお悩み事を積極的に解決してまいります。中でもルールなどハード面だけではなく、管理職研修などをはじめ、円滑な労務管理、業務管理に必要なソフト面での支援も積極的に実施してまいります。また、介護関連事業は増加するニーズに応え、企業に向けて、在宅勤務制度の導入など各企業のニーズにそった介護支援制度の導入を支援してきたいと考えております。

今年もお客様へよりよいサービスをご提供してまいります。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 今後の法改正の動き ~今後の法改正の動向をご紹介します~

### ●高額療養費自己負担限度額の改正 ~平成27年1月1日施行~

- ・高額療養費の所得区分が3つから5つに細分化され、自己負担限度額についても変更されます。

### ●産科医療補償制度掛金（出産育児一時金）の変更 ~平成27年1月1日施行~

- ・出産育児一時金総額に変更はありませんが、産科医療補償制度の掛金が増え、制度未加入の病院で出産した場合の出産育児一時金の金額が39万円から40.4万円に変更されます。

### ●労働契約法 無期限転換ルール特例 ~平成27年4月1日施行~

- ・定年後継続雇用される有期契約の高齢者等は、労働契約法による有期から無期転換ルールの対象外となります。

### ●障害者雇用納付金制度 対象事業主の拡大 ~平成27年4月1日施行~

- ・常用労働者100人を超える事業主も制度の対象となり、法定雇用率未達成の場合は納付金が徴収されます。

### ●労働者派遣法 労働契約申込みみなし制度 ~平成27年10月1日施行~

- ・違法派遣であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合、派遣先が派遣労働者に対して直接労働契約を申し込んだものとみなされます。

### ●労働安全衛生法 ストレスチェックの義務化 ~平成27年12月1日施行~

- ・従業員50人以上の事業場において、労働者の心理的負担の程度を把握するため、医師等による検査（ストレスチェック）の実施が義務化されます。

### ●介護保険法改正 ~平成27年4月1日以降 順次施行~

- ・2000年にスタートした介護保険法は5年に1度見直しが行われ、今年はいくつかの改正が予定されています。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277